

議会運営委員会次第

平成27年9月1日（火）

午前10時開議

第3・4委員会室

- 1 平成27年第3回定例会の運営について
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - ア 議案第55号から議案第72号
 - イ 議案第73号
 - ウ 議案第74号「監査委員の選任について」
 - (3) 議事日程について
 - (4) 監査委員の選任について
 - (5) 電子採決に関する留意事項について
 - (6) 決算審査特別委員会の設置について
 - (7) 一般質問通告書について
 - (8) 陳情について
 - (9) 意見書の取り扱いについて
 - (10) 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
 - (11) 流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 2 その他
 - (1) 議会視察の対応について
 - (2) 流山市議会議員研修会について
 - (3) 所管事務調査（行政視察）の件について
 - (4) その他
- 3 本日の決定事項について

平成27年流山市議会第3回定例会会期日程表(案)

別紙1

平成27年9月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容	
9月 3日	木	本会議午後1時開議	16日	水	休 会 (市民経済常任委員会)	
		1 会議録署名議員の指名	17日	木	休 会 (都市建設常任委員会)	
		2 会期の決定	18日	金	休 会 (議案研究)	
		3 議案第55号から議案第73号 報告第16号から報告第19号 (議案上程・提案理由説明及び報告)	19日	土	休 会 (議案研究)	
		4 議案第74号 (議案上程・提案理由説明・採決)	20日	日		
		5 休会の件	21日	月	休 会 (敬老の日)	
			22日	火	休 会 (国民の休日)	
			23日	水	休 会 (秋分の日)	
			24日	木	休 会 (決算審査特別委員会)	
		4日	金	休 会 (議案研究)	25日	金
5日	土	休 会 (議案研究)	26日	土	休 会 (議案研究)	
6日	日		27日	日		
7日	月	休 会 (議案研究)	28日	月	休 会 (決算審査特別委員会)	
8日	火	本会議午前10時開議	29日	火	休 会 (議案研究)	
		1 市政に関する一般質問	30日	水	休 会 (決算審査特別委員会)	
9日	水	本会議午前10時開議	10月 1日	木	休 会 (総合調整)	
10日	木	本会議午前10時開議	2日	金	休 会 (総合調整)	
		1 市政に関する一般質問	3日	土	休 会 (総合調整)	
11日	金	本会議午前10時開議	4日	日		本会議午後1時開議 1 議案・陳情 (委員長報告・質疑・討論・採決) 2 議案 (委員長報告・質疑・討論・採決) 3 選挙管理委員会委員の選挙 4 選挙管理委員会委員の補充員の選挙 5 発議上程 (提案理由説明・質疑・討論・採決) 6 所管事務の継続調査の件
		1 市政に関する一般質問	5日	月	休 会 (総合調整)	
		2 議案第55号から議案第72号 (質疑・委員会付託)	6日	火		
		3 議案第73号 (質疑・特別委員会設置・委員会付託・委員の選任)				
		4 陳情の件				
5 休会の件						
12日	土	休 会 (議案研究)				
13日	日					
14日	月	休 会 (総務常任委員会)				
15日	火	休 会 (教育福祉常任委員会)				

平成27年流山市議会第3回定例会議案付託表

平成27年9月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務委員	議案第55号	平成27年度流山市一般会計補正予算(第2号)
	議案第56号	流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
	議案第57号	流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第58号	財産の取得について(流山市民総合体育館用スポーツ備品)
	議案第59号	財産の処分について(新川耕地スポーツフィールド他)
教育福祉委員	議案第60号	平成27年度流山市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第61号	平成27年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
	議案第62号	平成26年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第63号	平成26年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第64号	流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第65号	指定管理者の指定について(流山市民総合体育館)

付託委員会名	議案番号	件名
市民経済 委員会	議案第66号	平成27年度流山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	議案第67号	平成26年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
都市建設 委員会	議案第68号	平成27年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第69号	平成26年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第70号	平成26年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第71号	平成26年度流山市水道事業会計決算認定について
	議案第72号	流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 27 年流山市議会第 3 回定例会議案付託表

平成 27 年 9 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
決算審査 特別委員会	議案第 73 号	平成 26 年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

平成27年流山市議会第3回定例会日程表（第1号）

平成27年9月3日
午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第55号 平成27年度流山市一般会計補正予算（第2号）
議案第56号 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
議案第57号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号 財産の取得について（流山市民総合体育館用スポーツ備品）
議案第59号 財産の処分について（新川耕地スポーツフィールド他）
議案第60号 平成27年度流山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第61号 平成27年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第62号 平成26年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第63号 平成26年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第64号 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第65号 指定管理者の指定について（流山市民総合体育館）
議案第66号 平成27年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第67号 平成26年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第68号 平成27年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第69号 平成26年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第70号 平成26年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第71号 平成26年度流山市水道事業会計決算認定について
- 議案第72号 流山市開発事業の許可基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 平成26年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

(議案上程・提案理由説明)

- 報告第16号 平成26年度健全化判断比率について
- 報告第17号 平成26年度資金不足比率について
- 報告第18号 専決処分の報告について
- 報告第19号 専決処分の報告について

(説明)

- 第4 議案第74号 監査委員の選任について
(議案上程・提案理由説明・採決)

- 第5 休会の件

精神障がい者にも交通運賃割引制度を求める意見書

憲法第14条は「法の下での平等」を謳っており、障害者の権利に関する条約第4条でも「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置（立法を含む。）をとること。」当局はもとより関係機関がこの条約に従って行動することを確保することと明記されている。

しかし、実態は、身体、知的障がい者のみが交通運賃の割引対象となっており、精神障がい者は除外されている状況にある。そこで、全国精神障害者家族会連合会では、長年の大きな課題であった交通運賃割引の実現に向けて、本人及び家族にアンケート調査を実施し、集約数4,818人から回答があった。

その結果、通院やデイケア、地域活動支援センター利用及び福祉的就労など日常生活に係わる交通費の負担が軽くなるよう交通運賃割引制度の導入を希望するが全体の57.6%、交通運賃割引など福祉制度の対象から精神障がい者を除外するような差別をなくしてほしいが65.3%を占めており、いずれも交通運賃割引を実施してほしいとのアンケート結果であり、病気や障がいがあっても一人の人間として、社会の中で暮らしていきたいとの本人や家族の痛切な願いである。

よって、障害者総合支援法の趣旨を踏まえて、何としても精神障がい者にも、身体、知的障がい者同様に交通運賃割引制度を実現し、障害者の権利に関する条約が実感できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
厚生労働大臣	様
国土交通大臣	様

千葉県流山市議会

「安全保障法制案」の廃案を求める意見書

安倍政権による「安全保障法制案」の衆議院での強行採決は、大変遺憾である。党首討論、安保法制特別委員会や憲法審査会での質疑、参考人質疑などを通じて浮び上ったのは、「安全保障法制案」は立憲主義を否定する「憲法違反」の「戦争法案」としての姿である。「他国の武力行使と一体でない後方支援は合憲」、「攻撃に反撃のための『武器の使用』は武力行使ではない」などの主張は、「国際的な概念ではない」として、世界には通用しないことを自ら認めるに至った。また、「日本を取り巻く安全保障環境が根本的に変容した」から「集団的自衛権は認められる」との言い分も、「根本的に変容した」内容を問われ、具体的事例を示せないなど、審議すればするほど「安全保障法制案」の「違憲性」と法案提出根拠が問われるものとなっている。

新聞各社の世論調査でも、法案に対する「反対」意見が半数を超えている。審議が進み、「火災の消火」に例えた意味不明の説明や、政権の判断で「どうにでも拡大できる」法案内容が明らかになることで、国民の怒りと危機感は強まるばかりである。

よって、本市議会は国に対し、「安全保障法制案」の廃案を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
外務大臣 様
防衛大臣 様
総務大臣 様

千葉県流山市議会

川内原発の稼働を停止し「原発ゼロの日本」を求める意見書

安倍政権は、またも国民多数の民意を踏みにじり、九州電力川内原発1号機の再稼働を強行したことは、断じて許されるものではない。

東京電力福島原発事故によって、多くの国民は「原発は人類と共存できない」ことを知ったのである。ひとたび大事故が起きれば、空間的にも時間的にも被害を制御できず、膨大な費用が必要になること。使用済み核燃料の処分方法が確立されないもとの、核の廃棄物が増加し続ける避けられない現実がある。

これまで、政府や電力会社は「最高水準の技術で事故は未然に防止できる」との「安全神話」を振りまき、利益を優先させ必要な安全対策を放置してきたことが、深刻な事故を引き起こしたのである。

福島原発事故は、いまだ収束できずにいる。正確な原因の究明、原子炉の実態掌握、汚染水対策など解決すべき課題が多く残されている。いまでも約12万人が避難生活を余儀なくされている。これらに目をつむり、「新規制基準に適合」したからと再稼働を進めることは、新たな「安全神話」の復活であり、絶対に認めることはできない。しかも、川内原発では、火山学会が大規模火山は「予知できない」とされているにもかかわらず、九州電力は「予知できる」として火山の危険を過小評価し、住民避難の計画や体制が不十分なまま再稼働を強行したことは、福島の教訓を忘れた暴挙と言わざるを得ないものである。

原発が稼働していなくても、日本の電力は足りているのは明白な事実である。さらなる省エネの徹底と再生可能エネルギーの計画的かつ大量導入で、「原発ゼロの日本」を実現することこそ、日本社会と経済の持続可能な発展がある。

よって、本市議会は国に対し、川内原発の稼働を停止し「原発ゼロの日本」をめざすよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
環境大臣 様

千葉県流山市議会

T P P 協定交渉における国会決議の遵守を求める意見書

環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉について、交渉内容が日本国内でいまだ判然としない。にもかかわらず、政府が求める協定妥結は、我が国の農林水産業や農山漁村に深刻な打撃を与え、食料自給率の低下や地域経済・社会の崩壊を招くと強い懸念が広がっている。景観を保ち、国土を保全する多面的機能も維持できなくなるおそれがあることを政府は決して軽視してはならない。

さらに、T P P 協定は、食品の安全、医療、保険、薬品、労働環境、公共事業など国民生活の全面にわたって深く影響することから、拙速な判断が国民の利益を損ないかねない。

よって、政府においては、今後のあるべき農業の姿、構築すべき日本の農業の形を再確認し、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の農林水産分野の重要5品目の聖域確保や食の安全・安心など、平成25年4月の衆参両院の農林水産委員会決議の内容を必ず実現させることを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
外務大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様
農林水産大臣	様
経済産業大臣	様
経済再生担当大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

ヘイト・スピーチ（憎悪表現）に反対しその根絶のため法規制を求める意見書

国連人種差別撤廃委員会は昨年8月29日、日本政府に対して、いわゆるヘイトスピーチ問題に「毅然と対処」し、法律で規制するよう勧告する「最終見解」を公表した。

最終見解では、ヘイトスピーチを規制するための措置が、抗議する権利を奪う口実になってはならないことを前提とし、「社会的弱者がヘイトスピーチから身を守る権利」を再認識するよう指摘した。そして、憎悪及び人種差別の表明やデモ・集会における差別的暴力に断固として対処することや、メディアにおけるヘイトスピーチと闘うため適切な手段をとること、そうした行為について責任のある個人・団体を捜査・起訴したり、ヘイトスピーチをする政治家・公人に制裁措置をとることなどを、政府に勧告している。

よって、国におかれては、人種差別撤廃委員会の勧告を誠実に受け、適切な措置を図れるよう、実効性ある対策を早急に講じることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
内閣官房長官 様
法務大臣 様

千葉県流山市議会

取り調べの可視化実現を求める意見書

本市内での事件も含め、近年、捜査機関による密室での違法・不当な取り調べや、虚偽の自白強要、証拠の改ざんなどによる冤罪事件が明らかになった。

冤罪事件を防ぐためには、取り調べの可視化（取り調べの全過程の録画・録音）が必要不可欠であり、アメリカの多くの州、イギリス、フランス、イタリア、オーストラリア、香港、台湾、韓国などで導入されているように、世界の流れである。

取り調べの可視化により、密室での取り調べに伴って発生する捜査官の暴行・脅迫・利益誘導等による自白強要や虚偽自白を防止することもできる。また、裁判員制度が導入された今日、裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、取り調べの状況が検証可能となり、これにより裁判員・裁判官が供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になし得るようになる。

よって、国におかれては、法務省が設置した法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の趣旨を踏まえ、十分に議論検討される過程を経た上で、取り調べの全面可視化を制度化し、実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
法務大臣 様

千葉県流山市議会

発議第 号

流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年 月 日提出

提出者

議会運営委員長 森 亮二

提案理由 近年の男女共同参画の状況にかんがみ、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、流山市議会会議規則中、会議への欠席に関する規定（第2条）の一部を改正するものである。

なお、委員会の欠席（同規則第91条）についても同様の改正を行うものである。

流山市議会会議規則の一部を改正する規則

流山市議会会議規則（昭和42年流山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第91条に次の1項を加える。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

流山市議会会議規則（昭和42年流山市議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故若しくはやむを得ない事情のため出席できないとき、開議時刻に遅れて出席するとき、又は会議時間中に退席しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情により届け出ができないときは、議長が別に指定する期間内に届け出なければならぬ。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、議員は、<u>出産のため出席できな</u> <u>ときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができ</u> <u>る。</u></p> <p>(欠席等の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故若しくはやむを得ない事情のため出席できないとき、開議時刻に遅れて出席するとき、又は会議時間中に早退するとき、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情により届け出ができないときは、委員長が別に指定する期間内に届け出なければならぬ。</p> <p>2 前項ただし書の規定にかかわらず、委員は、<u>出産のため出席できな</u> <u>ときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することがで</u> <u>きる。</u></p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故若しくはやむを得ない事情のため出席できないとき、開議時刻に遅れて出席するとき、又は会議時間中に退席しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情により届け出ができないときは、議長が別に指定する期間内に届け出なければならぬ。</p> <p>(欠席等の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故若しくはやむを得ない事情のため出席できないとき、開議時刻に遅れて出席するとき、又は会議時間中に早退するとき、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情により届け出ができないときは、委員長が別に指定する期間内に届け出なければならぬ。</p>